

棚卸資産の評価、後入先出法を廃止

Q．後入先出法の廃止について教えてください。

A．企業会計基準委員会（ASBJ）が、選択できる棚卸資産の評価方法から後入先出法の削除を発表しました。

改正企業会計基準第9号によると、本改正会計基準は2010年4月1日以後開始事業年度から適用されます。また、2010年3月31日以前開始事業年度から適用することも可能です。後入先出法は、会計基準が国際的なそれと異なるため、それと合わせるために評価方法から削除されることとなりました。

これにより、2010年4月1日以後開始事業年度の選択できる棚卸資産の評価方法は
・個別法 ・先入先出法 ・平均原価法 ・売価還元法
の4つとなります。

後入先出法からこれらの評価方法に変更した場合、多額の在庫評価損益が計上される場合があります。その場合、期首における棚卸資産の簿価とその時点の再調達原価との差額のうち、当期の損益に計上された額を特別損益に表示することができるとしています。

なお、評価益が多額であった場合、それと同時に多額の課税負担が生じる可能性もあります。その影響も考え、適切な配慮が必要であるとの見解も示しています。

税理士法人石井会計

ISHII